

平成 24 年度  
千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人  
公認会計士 岡田 三夫

# 目次

<b>第1章 監査の概要</b> .....	<b>1</b>
第1 外部監査の概要 .....	1
第2 監査対象の概要 .....	5
第3 千葉県の商工業の現状と中小企業政策 .....	12
第4 千葉県の農林水産業の現状と施策 .....	22
第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見 .....	34
<b>第2章 商工労働部</b> .....	<b>40</b>
【一般会計 貸付金】 .....	40
第1 コンベンション開催準備資金貸付金 .....	40
第2 地域中小企業再生ファンド貸付金 .....	47
第3 千葉県観光公社貸付金 .....	52
【一般会計 預託金制度】 .....	56
第1 中小企業振興融資資金貸付金（損失補てんを含む） .....	56
【一般会計 基金】 .....	80
第1 緊急雇用創出事業等臨時特例基金 .....	80
第2 ふるさと雇用再生特別基金 .....	84
【特別会計 貸付金】 .....	87
第1 ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金 .....	87
第2 ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金 .....	101
第3 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計） .....	110
第3の1 小規模企業者等設備導入資金貸付金（特別会計）、小規模企業者に対する設備貸 与事業等に係る損失補てん（一般会計） .....	111
第3の2 中小企業高度化資金貸付金（特別会計） .....	123
<b>第3章 農林水産部</b> .....	<b>128</b>
【一般会計 貸付金】 .....	128
第1 社団法人千葉県農業開発公社清算費用貸付金 .....	128
第2 北総東部土地改良区貸付金 .....	135

【一般会計 基金】 .....	141
第1 森林整備担い手基金 .....	141
第2 森林整備加速化・林業再生基金 .....	147
第3 森林整備地域活動支援基金 .....	156
第4 中山間地域農村活性化基金 .....	167
【一般会計 預託金制度】 .....	171
第1 林業生産協業促進資金貸付金 .....	171
第2 農業経営改善促進資金貸付金 .....	181
第3 木材産業等高度化推進資金貸付金 .....	190
【一般会計 損失補償】 .....	196
第1 農地保有合理化事業の借入金に係る損失補償 .....	196
【特別会計 貸付金】 .....	204
第1 農業改良資金貸付金 .....	204
第2 林業・木材産業改善資金貸付金 .....	208
第3 沿岸漁業改善資金貸付金 .....	211
第4 就農支援資金貸付金 .....	213
<b>第4章 県土整備部 .....</b>	<b>222</b>
【一般会計 損失補償】 .....	222
第1 土地区画整理事業用地取得費代位支払の借入金に係る損失補償 .....	222

# 第1章 監査の概要

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

### 3 特定の事件を選定した理由

千葉県の基金残高は、平成17年度末において1,290億円であったが、県債管理基金への積立や、経済・雇用対策事業に活用する基金の設置などの影響により、平成23年度末には4,056億円に達する見込みである<sup>1</sup>。長引く景気低迷下にあつて、基金の意義、あり方については県民の関心が高いところである。

また、貸付金残高は1,400億円台で推移しており、基金ほど大幅な増減はみられないが、平成22年度にはかずさアカデミアパーク貸付金16億円の債権放棄、平成18年度には千葉都市モノレール(株)建設資金貸付金103億円の債権放棄などが行われており、千葉県の債権管理体制についても、千葉県民から強い関心が寄せられているところである。

一方、損失補償等の額は平成22年度末現在で494億円<sup>2</sup>あるが、これらには将来、千葉県民の負担に帰すリスクが潜在的に存在しているため、基金、貸付金とあわせて監査対象に選定した。

監査対象の部局等については、過年度における包括外部監査の選定状況、基金、貸付金等の残高などを勘案の上、選定した。

### 4 監査対象年度

平成23年度

ただし、必要に応じて他の年度も対象とした。

### 5 外部監査の実施期間

平成24年7月20日から平成25年1月31日

### 6 監査の対象部局等

監査対象は、以下の部課及び財政的援助団体等とした。

但し、必要がある場合には、関連事務を行うその他の部課等も対象とした。

<sup>1</sup> 千葉県「千葉県の財政状況と県債について」平成24年5月、13ページ参照。

<sup>2</sup> 千葉県信用保証協会保証事業及び千葉県産業振興センター設備貸与等事業に係る損失補償については、保証及び貸与等を行っている5万件の全てが破産等した場合の金額を計上している。

( 1 ) 千葉県

所管部	所管課
商工労働部	経済政策課
	経営支援課
	観光企画課
	雇用労働課
農林水産部	農林水産政策課
	団体指導課
	農村環境整備課
	耕地課
	森林課
	漁業資源課
県土整備部	県土整備政策課

( 2 ) 財政的援助団体等

一般財団法人千葉県まちづくり公社
公益財団法人千葉県産業振興センター
千葉県信用保証協会
公益財団法人千葉県水産振興公社
財団法人ちば国際コンベンションビューロー
一般財団法人千葉県観光公社

## 7 監査の主な着眼点

### (1) 貸付金（預託制度を含む）

- ・貸付事務の合规性、有効性
- ・貸付対象者、連帯保証人、担保等の設定に関する合规性
- ・貸付額、貸付期間、貸付金の使途等に関する合规性
- ・貸付に関する書類等の整理状況に関する合规性
- ・貸付金の収納事務に関する合规性、経済性、効率性及び公平性
- ・債権の実態把握と債権評価の妥当性
- ・貸付金の免除、不納欠損処理等の妥当性
- ・滞納債権と個人情報保護
- ・貸付金制度に関する効果（有効性）

### (2) 基金

- ・基金の管理・運用に関する合规性、経済性等
- ・低金利下における基金運用収益と基金事業の有効性等
- ・今後の基金存続の意義、あり方に関する検討状況

### (3) 損失補償等

- ・損失補償等の事務に関する合规性
- ・当初の審査時からの現在に至るまでのリスクのモニタリング状況
- ・予想される県の損失負担リスクに関する把握状況
- ・「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」の観点からの適法性

## 8 監査補助者の資格及び氏名

公認会計士	品田	和之
公認会計士	宗和	暢之
公認会計士	松田	道春
公認会計士	田中	一弘
公認会計士	嶋田	有吾
公認会計士	守泉	誠
公認会計士	布施	伸枝
公認会計士	神岡	和雄
公認会計士	下田	隆子

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

### 【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中にある数値については、端数処理等を行っている関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

## 第2 監査対象の概要

### 1 貸付金の概要

#### (1) 最近5年間の推移

千葉県における平成19年度から平成23年度までの歳出決算額及び期末貸付金残高は以下のとおりである。

図表1-2-1 貸付金額及び貸付金残高の推移

(単位：千円)

年度	歳出決算額	前年度比	年度末残高	前年度比	備考
平成19年度	92,210,463	-	143,976,788	-	
平成20年度	143,241,740	155.3%	148,116,437	102.9%	(注1)
平成21年度	156,704,841	109.4%	146,763,969	99.1%	(注2)
平成22年度	163,781,566	104.5%	140,114,860	95.5%	
平成23年度	195,337,154	119.3%	136,002,542	97.1%	

(出所) 千葉県提供資料(普通会計ベース)を基に作成

(注1) ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金 7,400,000 千円の影響

(注2) ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金 2,500,000 千円の影響

#### (2) 監査対象とした貸付金の平成23年度末における残高

監査対象とした商工労働部と農林水産部における平成23年度の執行(支出)額及び期末貸付金残高は以下のとおりである。

図表1-2-1 部局別の平成23年度末現在における貸付金残高

(単位：千円)

部局	所管課	会計	貸付金名	平成23年度	
				執行(支出)額	年度末残高
商工労働部	経済政策課	特別	ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金	-	7,400,000
商工労働部	経済政策課	特別	ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金	-	2,500,000
商工労働部	経済政策課	一般	コンベンション開催準備資金貸付金	-	40,000
商工労働部	経営支援課	特別	小規模企業者等設備導入資金貸付金	778,410	5,838,703
商工労働部	経営支援課	一般	地域中小企業再生ファンド貸付金	-	80,293
商工労働部	経営支援課	一般	千葉産業復興機構貸付金	38,000	38,000
商工労働部	観光企画課	一般	千葉県観光公社貸付金	-	300,000
農林水産部	農林水産政策課	一般	(社)千葉県農業開発公社清算費用貸付金	-	122,000
農林水産部	団体指導課	特別	農業改良資金貸付金	-	23,586
農林水産部	団体指導課	特別	林業・木材産業改善資金貸付金	31,000	57,442
農林水産部	団体指導課	特別	沿岸漁業改善資金貸付金	67,380	293,180
農林水産部	団体指導課	特別	就農支援資金貸付金	48,460	302,400
農林水産部	耕地課	一般	北総東部土地改良区貸付金	-	334,857
農林水産部	畜産課	一般	飼料高騰ミルクアップ緊急対策事業資金貸付金	-	-
合計				963,250	17,330,461

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

飼料高騰ミルクアップ緊急対策事業資金貸付金は平成23年度で償還済みのため、また、千葉産業復興機構貸付金は平成23年度末(平成24年3月28日)の新規貸付金であったため、監査対象から除外した。



### (3) 平成 22 年度における貸付金の全国比較

総務省の平成 22 年度都道府県決算状況調によれば、平成 22 年度末における千葉県の貸付金残高は下表のようになっている。

図表 1 - 2 - 3 貸付金残高の順位

(単位：千円)

順位	都道府県	平成 22 年度末残高
1	東京都	1,956,970,750
2	新潟県	508,455,717
3	愛知県	299,941,899
4	大阪府	258,713,733
5	茨城県	220,394,621
6	熊本県	174,882,983
7	宮崎県	171,667,258
8	福岡県	160,083,188
9	石川県	147,438,356
10	北海道	146,259,048
11	千葉県	140,114,860
12	兵庫県	135,246,285
13	神奈川県	125,345,477
14	広島県	117,748,309
15	埼玉県	93,082,250
	その他	1,618,305,969
	合計	6,274,650,703

(出所) 平成 22 年度都道府県決算状況調

第 14 表 貸付金の状況 14 - 2 都道府県別内訳

## 2 基金の概要

### (1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの基金の期末残高は以下のとおりである。

図表 1-2-4 基金の推移

(単位：千円)

年度	年度末残高	前年度比
平成19年度	200,239,038	-
平成20年度	277,027,649	138.3%
平成21年度	359,230,145	129.7%
平成22年度	403,793,153	112.4%
平成23年度	405,553,993	100.4%

(出所) 千葉県提供資料(一般会計ベース)を基に作成

### (2) 監査対象とした基金の平成23年度における残高

平成23年度末における商工労働部と農林水産部の基金残高内訳は下表のとおりである。

なお、千葉県みどりの基金(農林水産部/一般会計)に関しては、平成24年3月23日付け千葉県条例第41号により廃止されたため、監査対象から除外している。

図表 1-2-5 監査対象とした基金の平成23年度末現在における残高

(単位：千円)

部局	所管課	会計	基金名	平成23年度		
				積立額	取崩額	年度末残高
商工労働部	雇用労働課	一般	緊急雇用創出事業等臨時特例基金	9,643,758	17,921,917	8,394,880
商工労働部	雇用労働課	一般	ふるさと雇用再生特別基金	818,096	1,661,968	2,006,691
農林水産部	農村環境整備課	一般	中山間地域農村活性化基金	1,854	10,548	617,768
農林水産部	森林課	一般	森林整備担い手基金	240	240	800,000
農林水産部	森林課	一般	森林整備加速化・林業再生基金	479,390	185,805	780,312
農林水産部	森林課	一般	森林整備地域活動支援基金	1,495	716	5,308
合計				10,944,833	19,781,194	12,604,959

(出所) 千葉県提供資料(一般会計ベース)を基に作成

### (3) 平成 22 年度における基金の全国比較

総務省の平成 22 年度都道府県決算状況調によれば、平成 22 年度末における千葉県の積立基金残高は下表のようになっている。

図表 1 - 2 - 6 積立基金残高の順位

(単位：千円)

順位	都道府県	平成 22 年度末残高
1	東京都	1,507,193,934
2	大阪府	361,393,680
3	愛知県	338,761,059
4	埼玉県	233,349,741
5	神奈川県	192,077,245
6	北海道	187,703,404
7	静岡県	180,490,696
8	福岡県	162,666,233
9	長崎県	154,678,815
10	広島県	148,224,700
11	奈良県	132,917,751
12	千葉県	128,827,690
13	石川県	120,474,660
14	新潟県	120,410,595
15	沖縄県	120,167,526
	その他	2,883,670,249
	合計	6,973,007,978

(出所) 平成 22 年度都道府県決算状況調

第 13 表 基金の状況 13 - 2 - (1)

積立基金現在高とその管理状況

### 3 債務保証の概要

#### (1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの債務保証の状況は以下のとおりである。

図表1-2-7 債務保証の推移

(単位：千円)

年度	年度末残高	前年度比
平成19年度	38,798,912	-
平成20年度	35,407,118	91.3%
平成21年度	31,417,232	88.7%
平成22年度	27,859,999	88.7%
平成23年度	24,422,382	87.7%

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

#### (2) 平成23年度における部局別の内訳

平成23年度末における債務保証の部局別内訳は下表のとおりである。

農林水産部の債務保証は平成24年度から実施されており、農業経営改善促進資金貸付金(預託金方式)と合わせて監査対象とした。

図表1-2-8 部局別の平成23年度末現在における債務保証残高

(単位：千円)

部局	所管課	区分(相手先)	平成23年度末
県土整備部	用地課	千葉県土地開発公社	5,835,747
県土整備部	道路計画課	千葉県道路公社	18,586,635
農林水産部	団体指導課	千葉県農業信用基金協会	-
合計			24,422,382

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

## 4 損失補償・損失補てんの概要

### (1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの損失補償の年度末補償額現在高は以下のとおりである。

信用保証協会及び産業振興センターに対する損失補償及び損失補てんは、信用保証協会の保証先及び産業振興センターの設備貸与先等の中小企業が経営破綻等した場合に生じる信用保証協会及び産業振興センターの損失の一部を県が補てんするものであり、保証先及び設備貸与先等の全てが経営破綻等した場合に補てんすることとなる「最大で見込まれる額」を記載している。

図表 1-2-9 損失補償の年度末補償額現在高の推移

(単位:千円)

団体名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公益財団法人千葉県水産振興公社	65,668	59,474	58,680	3,397	2,642
一般財団法人千葉県まちづくり公社	5,843,273	5,443,273	5,043,273	4,202,273	3,361,273
千葉県信用保証協会	37,244,842	47,985,454	55,594,856	49,200,758	51,801,188
公益財団法人千葉県産業振興センター	2,830,662	3,053,135	2,559,752	2,123,035	1,858,107
株式会社かずさアカデミアパーク	938,616	861,863	780,196	-	-
合計	46,923,061	57,403,199	64,036,757	55,529,463	57,023,210

(出所)千葉県提供資料を基に作成

### (2) 監査対象とした損失補償・損失補てんの平成23年度における残高

平成23年度末における損失補償・損失補てんの部局別内訳は下表のとおりである。

信用保証協会及び産業振興センターに対する損失補償の額は、上記と同様である。

図表 1-2-10 監査対象とした損失補償の平成23年度における残高

(単位:千円)

部局	所管課	団体名	平成23年度	
			補てん額	年度末補償額現在高
農林水産部	漁業資源課	公益財団法人千葉県水産振興公社	-	2,642
県土整備部	県土整備政策課	一般財団法人千葉県まちづくり公社	-	3,361,273
商工労働部	経営支援課	千葉県信用保証協会	1,468,944	51,801,188
商工労働部	経営支援課	公益財団法人千葉県産業振興センター	62,994	1,858,107
合計			1,531,938	57,023,210

(出所)千葉県提供資料を基に作成

## 5 預託金の概要

### (1) 最近5年間の推移

県の平成19年度から平成23年度までの預託金の決算額の推移は以下のとおりである。

図表1-2-11 預託額の推移

(単位：千円)

年度	決算額	備考
平成19年度	86,503,404	
平成20年度	130,186,507	
平成21年度	149,180,010	
平成22年度	160,170,414	
平成23年度	190,160,667	

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

### (2) 平成23年度末における預託額の部局別内訳

平成23年度末における預託額の部局別内訳は下表のとおりである。

なお、商工労働部雇用労働課及び総務部学事課の預託金に関しては、監査対象から除外した。

図表1-2-12 平成23年度末における預託額の部局別内訳

(単位：千円)

所管課	預託先	名称	預託額
商工労働部経営支援課	金融機関(33行)	中小企業振興融資資金貸付金	190,000,000
農林水産部団体指導課	農林中央金庫	林業生産協業促進資金貸付金	80,000
農林水産部団体指導課	金融機関(7行)	農業経営改善促進資金貸付金	18,700
農林水産部団体指導課	千葉銀行	木材産業等高度化推進資金貸付金	18,750
商工労働部雇用労働課	中央労働金庫	労働金庫貸付金	300
総務部学事課	千葉銀行	私立学校耐震改修事業貸付金	42,917
合計			190,160,667

(出所) 千葉県提供資料を基に作成

### 第3 千葉県の商工業の現状と中小企業政策

#### 1 商工業の現状

##### (1) 商業の概況

経済産業省の商業統計によれば、千葉県の商業における販売額は全国で第9位に位置付けられている。国勢調査の結果に基づく人口推計では、千葉県は第6位に位置付けられており、小売業の全国7位は、この人口順位に即した順位となっているが、卸売業の順位が東京圏の影響を受けて第12位となっているため、合計では第9位となっている。

図表1-2-13 商業(卸売・小売業)の事業所数、従業者数、販売額

(金額単位:百万円)

都道府県名	合計				卸売業				小売業			
	事業所数	順位	年間商品販売額	順位	事業所数	順位	年間商品販売額	順位	事業所数	順位	年間商品販売額	順位
東京都	149,965	1	182,211,327	1	47,270	1	164,932,421	1	102,695	1	17,278,905	1
大阪府	107,650	2	61,660,209	2	32,985	2	52,009,668	2	74,665	2	9,650,541	2
愛知県	80,001	3	43,443,249	3	22,848	3	35,151,716	3	57,153	3	8,291,533	4
福岡県	64,043	5	22,126,399	4	15,385	4	16,770,215	4	48,658	6	5,356,185	9
神奈川県	67,716	4	20,946,950	5	12,824	6	12,398,845	5	54,892	4	8,548,105	3
北海道	58,236	7	17,819,365	6	13,687	5	11,662,826	6	44,549	8	6,156,539	6
埼玉県	56,427	8	15,153,850	7	11,854	8	8,816,010	7	44,573	7	6,337,840	5
兵庫県	61,597	6	13,269,264	8	12,094	7	7,781,958	10	49,503	5	5,487,306	8
千葉県	48,596	9	12,322,192	9	8,993	10	6,567,201	12	39,603	9	5,754,991	7
広島県	35,839	11	11,868,449	10	8,804	11	8,753,388	8	27,035	11	3,115,061	11

(出所)経済産業省経済産業政策局調査統計部「平成21年版 我が国の商業」平成21年12月22日

平成18年度の消費者購買動向調査によれば、千葉県の商圏は5つの商業中心都市(千葉市、成田市、柏市、茂原市、旭市)と9つの準商業中心都市(市原市、木更津市、鴨川市、船橋市、八千代市、印西市、匝瑳市、館山市、東金市)から形成されている。他、7つの単独商圏(佐倉市、我孫子市、市川市、浦安市、銚子市、松戸市、野田市)を有している。

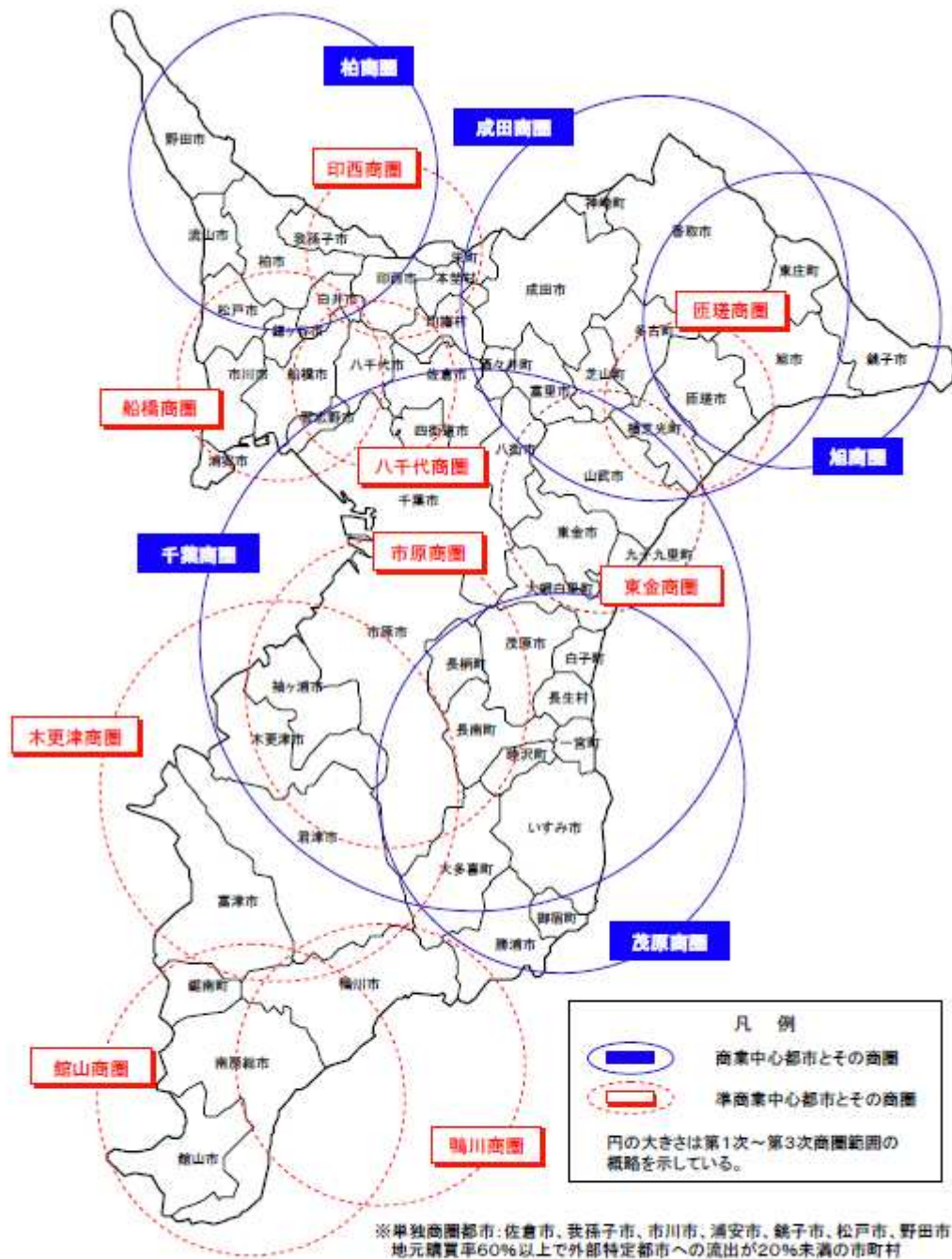
平成13年度に行われた調査と比較すると、船橋市、館山市及び東金市が商業中心都市から準商業中心都市に移行している。船橋市は地元の購買率の減少による影響、館山市と東金市は周辺町村の合併による顧客吸引力の減少による影響によるものである。

準商業地区は、6増(八千代市、印西市及び匝瑳市と、船橋市、館山市及び東金市)3減(松戸市、野田市及び佐原市)となっている。

八千代市、印西市及び匝瑳市は、地元購買力の増加、吸引市町村数の増加により準商業中心都市となった。松戸市及び野田市は吸引市町村の減少によるものである。野田市については、関宿町を合併した影響もある。佐原市(現香取市)は、周辺町村を合併したこと等による地元購買率の低下によるものである。

千葉県の商圏の概要は、図表1-2-14のとおりである。

図表 1-2-14 千葉県の主要商圏の分布



(注)商圏について  
調査対象品目のうちから衣料品「6品目：呉服、紳士服、婦人服、子供・ベビー服、下着・実用衣料、寝具」に対する消費者の購買地をもって代表させ、以下のように定義した。  
「第1次商圏」消費需要の30%以上を吸引している目される市町村  
「第2次商圏」消費需要の10%以上30%未満を吸引している目される市町村  
「第3次商圏」消費需要の5%以上10%未満を吸引している目される市町村

(出所) 千葉県商工労働部経営支援課「千葉県の商圏(平成18年度)」



## (2) 工業の概況

経済産業省大臣官房調査統計グループが公表した「平成 22 年工業統計速報」(平成 23 年 9 月)によれば、従業者 10 人以上の千葉県内の事業所数は、都道府県中、第 12 位に位置付けられている。対前年比では 5.4%、事業所数が減少している。

図表 1-2-15 都道府県・産業中分類別 事業所数

(従業者 10 人以上の事業所、単位:事業所、%)

順位	都道府県	平 22 年	前年比
1	愛 知	10,039	1.6
2	大 阪	9,631	3.2
3	埼 玉	6,983	2.9
4	東 京	6,273	5.2
5	静 岡	6,254	1.8
6	兵 庫	5,266	3.0
7	神奈川	5,178	2.4
8	茨 城	3,650	1.8
9	岐 阜	3,537	0.1
10	福 岡	3,535	2.9
11	北海道	3,520	3.9
12	千 葉	3,408	5.4
	全国 計	123,844	2.5

(出所)経済産業省「平成 22 年工業統計速報」平成 23 年 9 月

同じく従業者 10 人以上の県内事業所における製造品出荷額をみると、千葉県は第 7 位に位置付けられている。

図表 1-2-16 都道府県・産業中分類別 製造品出荷額等

(従業者 10 人以上の事業所、単位:百万円、%)

順位	都道府県	平 22 年	前年比
1	愛 知	37,210,466	10.1
2	神奈川	16,913,628	16.2
3	静 岡	15,374,082	4.3
4	大 阪	14,694,057	4.9
5	兵 庫	13,870,657	5.7
6	埼 玉	12,267,985	8.0
7	千 葉	12,089,074	0.6
	全国 計	278,811,026	8.0

(出所)経済産業省「平成 22 年工業統計速報」平成 23 年 9 月

従業員 10 人以上の事業所における付加価値額（従業者 10 人～29 人の事業所については粗付加価値額）についてみると、千葉県は第 8 位となっている。

図表 1-2-17 都道府県・産業中分類別 付加価値額

(従業者 10 人以上の事業所、単位：百万円、%)

順位	都道府県	平成 22 年	前年比
1	愛知	9,531,499	12.2
2	静岡	5,240,381	8.6
3	大阪	5,049,269	3.4
4	神奈川	4,978,834	15.3
5	兵庫	4,518,599	15.2
6	埼玉	4,060,516	3.0
7	茨城	3,330,870	25.3
8	千葉	3,017,366	18.5
	全国計	86,074,607	11.9

(出所) 経済産業省「平成 22 年工業統計速報」平成 23 年 9 月

(注) :29 人以下の事業所については粗付加価値額である。

県における付加価値額(粗付加価値額)の主な内訳は図表 1 - 2 - 18 のようになっており、平成 21 年度と比較し、平成 22 年度においては石油製品・石炭製品製造業と鉄鋼業が大幅に改善している。

ここで、付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出している。

(1) 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 (\*1) + 推計消費税額 (\*2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額

(2) 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

\*1 : 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

\*2 : 推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(出所) 経済産業省 工業統計調査 用語の解説より抜粋

<<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-4.html#menu06>>

図表1-2-18 都道府県・産業中分類別 付加価値額

(従業員10人以上の事業所、単位：百万円、%)

都道府県	製造業計		09 食料品製造業		16 化学工業		17 石油製品・石炭製品製造業		22 鉄鋼業		24 金属製品製造業	
	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比	平成22年	前年比
愛知	9,531,499	12.2	542,864	▲ 2.5	369,423	7.7	158,265	▲ 0.7	470,948	187.7	394,538	1.9
静岡	5,240,381	8.6	378,752	6.0	584,685	8.3	3,718	6.0	34,249	7.3	169,378	13.6
大阪	5,049,269	3.4	412,886	▲ 3.9	1,023,591	▲ 4.0	66,975	▲ 28.6	250,487	0.1	463,325	3.8
神奈川	4,978,834	15.3	429,770	▲ 4.6	726,438	18.7	281,868	46.5	122,243	13.2	209,692	▲ 0.9
兵庫	4,518,599	15.2	508,972	4.6	541,473	28.5	20,705	78.6	346,074	75.9	249,266	2.2
埼玉	4,060,516	3.0	542,699	▲ 1.9	700,088	2.0	13,165	21.8	83,644	▲ 13.9	223,706	▲ 3.8
茨城	3,330,870	25.3	356,873	0.7	469,946	12.1	32,169	6.2	137,663	-	192,528	8.2
千葉	3,017,366	18.5	393,737	▲ 3.5	792,849	2.2	279,201	-	324,175	65.9	190,535	▲ 17.5
全国計	86,074,607	11.9	8,219,698	▲ 1.2	10,049,208	10.4	933,185	41.2	3,512,693	46.5	4,325,706	2.5
千葉県の都道府県順位			第7位		第2位		第2位		第3位		第7位	

(出所)経済産業省大臣官房調査統計グループ「平成22年工業統計速報」平成23年9月

(注):29人以下の事業所については租付加価値額である。

(参考)

都道府県	製造業計		09 食料品製造業		16 化学工業		17 石油製品・石炭製品製造業		22 鉄鋼業		24 金属製品製造業	
	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比	平成21年	前年比
千葉	2,522,713	▲ 24.0	408,145	0.3	757,815	▲ 0.9	▲ 106,319	-	194,533	▲ 65.3	229,861	4.4
全国計	76,103,837	▲ 21.6	8,207,011	▲ 1.9	8,989,648	▲ 9.1	661,150	▲ 21.0	2,360,757	▲ 58.1	4,193,840	▲ 20.0

(出所)経済産業省大臣官房調査統計グループ「平成21年工業統計速報」平成22年9月

## 2 県の中小企業政策

### (1) 県内企業の現状

県内の中小企業数は約 13 万 9 千社<sup>3</sup>で、県下の企業に占める割合は約 99.8%である。また、最近の新規開業率は廃業率を下回っており、中小企業数は減少傾向にある。

県内の人口構成については、65 歳以上の層が増加傾向にある一方、14 歳以下の人口は減少傾向にある<sup>4</sup>。将来的に人口は減少する方向が見込まれている。

このように、少子高齢化の傾向が見られるなかで、中小企業の活力をいかにして引き出すかは、県の将来を見据えた場合に、重要な課題となっている。

### (2) 国の中小企業政策

意欲ある中小企業が新たな展望を切り開けるようにするため、平成 22 年 6 月 18 日に「中小企業憲章」が閣議決定されている。県においては、「中小企業憲章」の理念に則り、中小企業の振興に努めていくこととしている。

この「中小企業憲章」なかで、中小企業政策に取り組むに当たっての「基本原則」として以下の 5 つが提示されている。

#### 一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

#### 二．起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

#### 三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

#### 四．公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

#### 五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

<sup>3</sup> 中小企業庁「2012 年版 中小企業白書」（平成 24 年 6 月 25 日更新）の付属統計資料「2 表（1）企業数」によれば、139,283 社。

<sup>4</sup> 県政策企画課「政策環境基礎調査」（将来人口推計）平成 22 年

### (3) 千葉県中小企業の振興に関する条例

平成 19 年 3 月 16 日付で「千葉県中小企業の振興に関する条例」（以下、「条例」という。）が制定されている。

この条例の第 3 条で、以下の 2 つの基本理念を定めている。

- 一．中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。
- 二．中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

また、条例の第 12 条から第 16 条において以下の「5 つの視点」を提示している。

創業等への意欲的な取組の促進

連携の促進

経営基盤の強化の促進

人材の確保及び育成の支援

地域づくりによる地域の活性化の促進

### (4) (第 1 次) ちば中小企業元気戦略

条例の制定に先立ち、平成 18 年 12 月に「(第 1 次) ちば中小企業元気戦略」（平成 19 年度から概ね 3 年間）を策定し、中小企業の振興を進めてきている。

条例の制定に際しては、県、中小企業、大企業、大学などの役割を明らかにするとともに、振興政策の基本的な事項（5 つの視点）を定めている。また、条例第 11 条に基づく基本的な方針として「ちば中小企業元気戦略」を改めて位置づけ、戦略の中では 12 の取り組み方向を示し、毎年「事業計画書」を策定し、「事業実施状況」も取りまとめてきている。

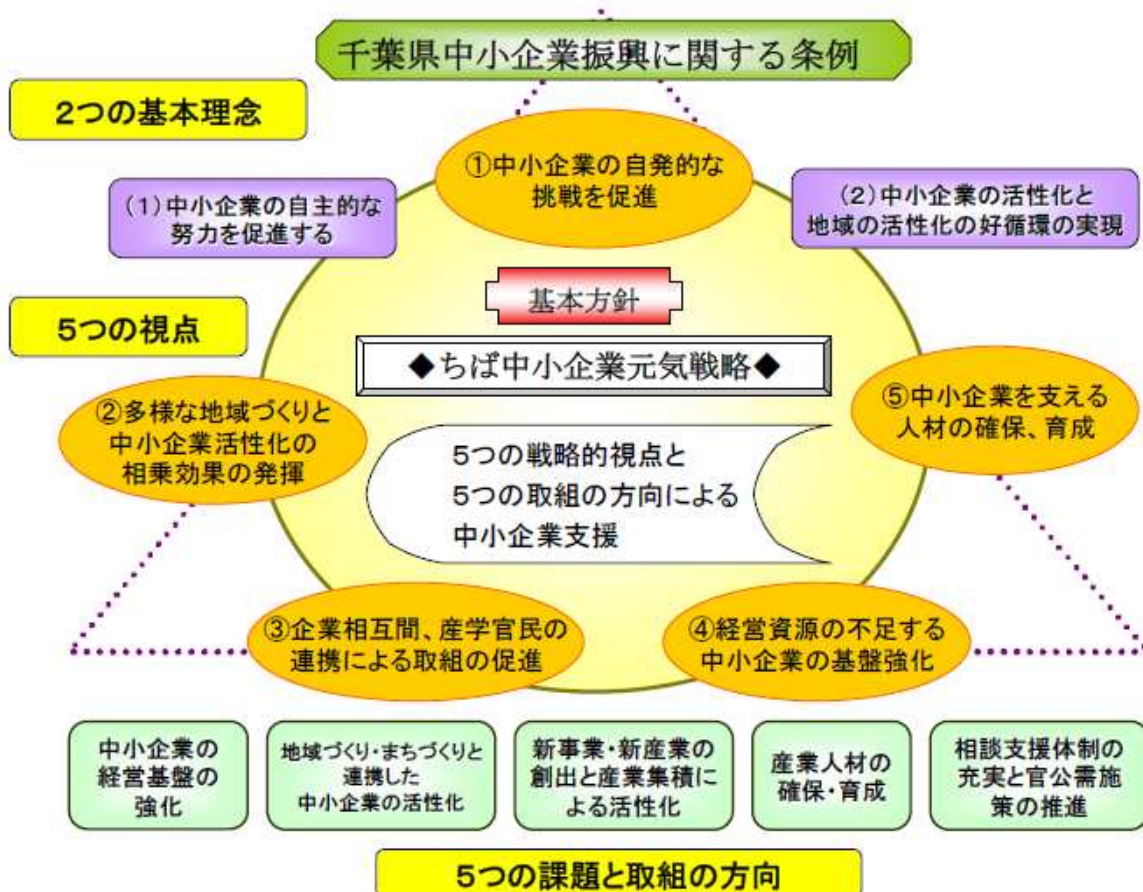
### (5) (第 2 次) ちば中小企業元気戦略

平成 20 年秋にリーマンショックが発生し、平成 20 年度の後半は未曾有の世界的経済危機に陥った。このため、県は千葉県経済対策本部を設置し、平成 20 年 11 月に「平成 20 年度千葉県総合経済対策」を、これに続いて「平成 21 年度千葉県総合経済対策」、「2010 千葉県総合経済対策」を順次策定し、緊急の経済対策を講じてきている。

これと平行して実施されていた「（第1次）ちば中小企業元気戦略」における12の取組方向・約90の事業も着実に実績を積み上げている。

平成22年3月に県の政策の基本的な方向を総合的・体系的にまとめた最上位の計画として千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」が策定されたことを踏まえ、第2次の「ちば中小企業元気戦略」が策定されることとなった。ちば中小企業元気戦略のイメージ図は以下のようになっている。

図表1-3-1 ちば中小企業元気戦略のイメージ



(出所) 「（第2次）ちば中小企業元気戦略」

「（第2次）ちば中小企業元気戦略」においては、5つの視点について5つの課題と取組の方向を定めている。また、この取組の方向に即して毎年度「事業計画書」が策定され、PDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）による戦略展開の事後評価が実施されている。

(6) ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書

「ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書」(平成 24 年 3 月 29 日)によれば、今回の監査テーマに関連する取組みの状況は以下のようになっており、堅調に実施されていることが伺える。

図表 1 - 3 - 2 ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書

(単位：千円)

取組方向	施策	取組の方向	平成 23 年度事業概要(予算額)及び実施状況(平成 24 年 1 月末時点)	平成 24 年度事業概要(当初予算)及び実施予定	担当課・室
1 中小企業の経営基盤の強化	資金調達円滑化	利用しやすい融資制度等の確立 条件変更等への柔軟な対応の推進	<p>中小企業振興資金(190,000,000 160,000,000)</p> <p>融資枠(全体枠)570,000,000 480,000,000)</p> <p>県内中小企業に対して、分かりやすく、使いやすい中小企業振興資金の融資により、安定的な資金を供給している。</p> <p>厳しい経営環境に置かれている中小企業の資金繰りを金融機関と協調して支援するため、融資資金の一部となる金融機関への預託を実施した。</p> <p>東日本大震災により被災した施設の復旧や経営の安定化のための資金を融資するため、「セーフティネット資金(震災復興枠)」を新設した。</p> <p>(実施状況)24年1月末現在 融資実績 23,586件 233,573,335千円</p>	<p>中小企業振興資金(190,000,000 融資枠(全体枠)570,000,000)</p> <p>厳しい経営環境に置かれている中小企業の資金調達を円滑化し、経営基盤を安定化させるため、融資資金の一部を金融機関に預託し、中小企業向けの低利融資を行う。</p> <p>中小企業振興資金を、より一層使いやすい制度とするため、中小企業の要望や金融機関の意見などを踏まえ、資金メニューの見直しなどについて検討する。</p> <p>また、「セーフティネット資金(震災復興枠)」により、引き続き、被災した施設の復旧や経営の安定化のための資金を融資する。</p>	経営支援課 (金融支援室)
1 中小企業の経営基盤の強化	資金調達円滑化	利用しやすい融資制度等の確立 条件変更等への柔軟な対応の推進	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付事業(1,200,000 700,000)</p> <p>県内の小規模企業者及び創業者の経営基盤の強化に資するため、必要な設備資金の貸付や設備の貸与を行っている。</p> <p>*創業者：創業予定者及び創業後5年以内の者(実施状況)24年1月末現在 設備資金貸付事業 4件 75,900千円 設備貸与事業 29件 410,780千円</p>	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付事業(800,000)</p> <p>県内の小規模企業者及び創業者の経営基盤の強化に資するため、必要な設備資金の貸付や設備の貸与を行う。</p> <p>*創業者：創業予定者及び創業後5年以内の者</p>	経営支援課 (金融支援室)

取組方向	施策	取組の方向	平成 23 年度事業概要（予算額）及び 実施状況（平成 24 年 1 月末時点）	平成 24 年度事業概要（当初予算）及び実施予定	担当課・室
1 中小企業 の経営基 盤の強化	資金 調達 の円 滑化	利用しやすい 融資制度等の確 立	ちば中小企業元気づくり基金事業 （H23 年度運用益：約 1 億円） 総額 80 億円の基金の運用益により、10 年間にわたり総額 10 億円 強の事業規模で、県内中小企業の新商品・新技術の研究開発や創業 支援など、企業の成長段階に応じた支援を行う。 助成対象者：県内中小企業者、企業等の連携体、組合等。 （実施事業） ・ちば中小企業元気づくり助成事業 ・地域プロデュース支援事業 ・新事業展開集中サポート事業 ・産業人材づくり支援事業 ・ベンチャー創業支援事業 上記事業において 67 件を交付決定している。	ちば中小企業元気づくり基金事業 （H24 年度運用益：約 1 億円） 総額 80 億円の基金の運用益により、10 年間にわたり総額 10 億円強の事業規模で、県内中小企業の新商品・新技術の研究開 発や創業支援など、企業の成長段階に応じた支援を行う。 助成対象者：県内中小企業者、企業等の連携体、組合等。 （実施事業） ・ちば中小企業元気づくり助成事業 ・地域プロデュース支援事業 ・新事業展開集中サポート事業 ・産業人材づくり支援事業 ・ベンチャー創業支援事業 ・助成対象者へのハンズオン支援等（専門家派遣）	経済政策課 （政策室）
1 中小企業 の経営基 盤の強化	経営 革新 の促 進	経営革新への 取組の促進	経営革新計画促進事業（10,685 10,500） （ふるさと雇用再生特別基金事業） 県内中小企業を対象に、特に第 3 次産業（サービス産業など）を 中心に、企業を戸別訪問し、経営革新計画の取組みを促した。	「ふるさと雇用再生特別基金事業」の終了（平成 23 年度まで） に伴い事業終了。 本年度に実施する中小企業への普及・啓発としては、商工会・ 商工会議所と連携して、アクアライン着岸地域や圏央道沿線地 域を中心に行う。	経営支援課 （経営革新・商 業支援室）

（出所）「ちば中小企業元気戦略平成 23 年度事業実施状況及び平成 24 年度事業計画書」（平成 24 年 3 月 29 日）



## 第4 千葉県の農林水産業の現状と施策

千葉県は首都圏に隣接しながら、農業算出額、生産農業所得共に全国第3位(平成22年)、漁業生産量(海面漁業・養殖業生産量)全国9位(平成22年)と全国屈指の農林水産県とされている。以下においては、千葉県における農林水産業の現状及びその施策について、その概要を示すものである。

### 1 農林水産業の現状

#### (1) 農業

##### ア 農業生産

平成22年の全国農業産出額は、8兆2千551億円と対前年比0.8%減少したのに対し、生産農業所得は2兆8千395億円と0.4%の上昇となり、農業産出額に占める生産農業所得の割合<sup>5</sup>は34.40%<sup>6</sup>と、対前年比3.3%と増加した。

千葉県においては、平成22年の農業産出額は4千48億円と対前年比0.44%減少したのに対し、生産農業所得は1千2百58億円と1.29%の上昇となり、農業産出額に占める生産農業所得の割合は31.08%と、対前年比0.46%の増加にとどまっている。

しかし、農業産出額、生産農業所得ともに以下に示すように全国第3位を維持している。園芸を中心とした生産構造となっている。

図表1-4-1 千葉県農業生産の位置づけ(平成22年)

項目 \ 順位	1	2	3	4	5
農業産出額 (億円)	北海道 9,946	茨城県 4,306	千葉県 4,048	鹿児島県 4,011	熊本県 3,071
生産農業所得 (億円)	北海道 3,612	茨城県 1,716	千葉県 1,258	新潟県 1,097	熊本県 1,080
所得率(注1)	36.32	39.85	31.08	(注2)	35.17

(出所)平成22年農業産出額(農林水産省)による。

(注1)農業産出額に占める生産農業所得の割合を示す。

(注2)第4位は農業産出額と生産農業所得の対象県が異なるため、記入していない。

主要農産物としては、以下のものがある。

- ・全国第2位・・・花卉(191億円、全国のうち占有率5.4%)、鶏卵(321億円、同7.3%)、雑穀・豆類(59億円、同9.5%)

<sup>5</sup> 農業者の手元に残る所得の割合である所得率を示し、これが高いほど手元に多く残ることとなる。

<sup>6</sup> 1970年頃は50%程度を超えていたが、近時は減少を続け、平成22年は7年ぶりの増加となった。但し、当該所得率は農業生産にどれだけの物的資材を使うかや、農業資材と農産物の相対価格動向に影響を受けるため、外的要因も多々あることに注意。

- ・全国第3位・・・野菜（1,676億円、同7.5%）、生乳（254億円、3.7%）、いも類（201億円、9.6%）
- ・全国第5位・・・豚（331億円、6.2%）
- ・全国第7位・・・米（674億円、4.3%）

以下の図は、昭和50年～平成20年までの農業産出額上位都道府県の推移を示したもので、これによれば、千葉県と茨城県はここ数十年に渡り全国第2位と3位を争っていたことがわかる。

図表1-4-2 農業産出額上位都道府県の推移（昭和50年～平成20年）

（単位：億円）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
昭和50年	北海道 (6,744)	茨城県 (4,127)	千葉県 (3,627)	新潟県 (3,336)	福島県 (3,254)	長野県 (3,003)
昭和60年	北海道 (11,094)	茨城県 (5,172)	千葉県 (4,656)	鹿児島県 (4,307)	新潟県 (4,116)	熊本県 (3,886)
平成6年	北海道 (11,644)	千葉県 (5,109)	茨城県 (4,907)	鹿児島県 (4,392)	新潟県 (4,169)	熊本県 (3,993)
平成18年	北海道 (10,527)	鹿児島県 (4,079)	千葉県 (4,014)	茨城県 (3,988)	宮崎県 (3,211)	愛知県 (3,108)
平成19年	北海道 (9,809)	千葉県 (4,119)	茨城県 (4,082)	鹿児島県 (4,053)	愛知県 (3,154)	宮崎県 (3,078)
平成20年	北海道 (10,251)	茨城県 (4,284)	千葉県 (4,216)	鹿児島県 (4,151)	宮崎県 (3,246)	愛知県 (3,210)

（出所）「生産農業統計」（農林水産省）を基に茨城県が作成。

（<http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/furusato/010.html>）

（注）鹿児島県や宮崎県の農業産出額が急増した主な要因は肉用牛の産出額による。

イ 農業経営

次に、全国に占める千葉県農業の位置について、主要農業統計を基に記載すると以下のようになる。

図表 1 - 4 - 3 全国に占める千葉県農業の位置

区 分	単位	千葉県 ( A )	全国 ( B )	全国 順位	A / B ( % )	調査年
総農家	戸	73,716	2,527,948	9	2.9	農林業センサス ( 2010 年 )
販売農家	戸	54,462	1,631,206	7	3.3	
うち主副業別						
主業農家	戸	15,544	359,720	4	4.3	
準主業農家	戸	12,757	388,883	9	3.3	
副業的農家	戸	26,161	882,603	8	3.0	
うち専兼業別						
専業農家	戸	14,075	451,427	7	3.1	
第 1 種兼業農家数	戸	10,269	224,610	4	4.6	
第 2 種兼業農家数	戸	30,118	955,169	10	3.2	
自給的農家	戸	19,254	896,742	18	2.1	
農家人口 ( 販売農家 )	人	225,534	-	-	-	農林業センサス ( 2010 年 )
農業従業者 ( " )	人	151,126	4,536,111	7	3.3	
農業就業人口 ( " )	人	93,901	2,605,736	6	3.6	
うち 65 歳以上・実数	人	53,699	1,605,036	6	3.3	
" ・比率	%	57.2	61.5	-	-	
基幹的農業従事者( " )	人	78,904	2,051,437	5	3.8	
うち 65 歳以上・実数	人	44,579	1,253,477	5	3.6	
" ・比率	%	56.5	61.1	-	-	
耕地面積	ha	128,100	4,561,000	8	2.8	平成 23 年耕地面 積、農林 業センサ ス( 2010 年 )
水田面積	ha	74,700	2,474,000	11	3.0	
畑面積	ha	53,400	2,087,000	7	2.6	
耕地率	%	24.8	12.2	2	-	
総農家 1 戸あたり耕地面積 ( H22 ) ( 注 1 )	ha	1.75	1.82	-	-	
農作物作付 ( 栽培 ) 延面積	ha	120,200	4,233,000	8	2.8	平成 22 年農作物 作付 ( 栽 培 ) 延べ 面積及び 耕地利用 率 ( 注 2 )
稲 作付面積	ha	61,500	1,628,000	9	3.8	
野菜 作付面積	ha	32,200	547,900	2	5.9	
果樹 作付面積	ha	3,450	246,900	22	1.4	
耕地利用率	%	93.3	92.2	12	-	

区 分	単位	千葉県 ( A )	全国 ( B )	全国 順位	A / B ( % )	調査年
農業産出額	億円	4,048	81,214	3	4.9	平成 22 年農業産 出額 (注 3)
うち 米	億円	674	15,517	7	4.3	
野菜	億円	1,676	22,485	3	7.5	
果実	億円	145	7,497	16	1.9	
花卉	億円	191	3,512	2	5.4	
畜産	億円	1,036	25,525	6	3.9	
生産農業所得	億円	1,258	28,395	3	4.4	農林水産 省 調 べ (平成 22年度)
農家所得 (販売農家 1 戸当 り平均)	千円	2,956	2,833	-	-	
農業所得 (販売農家 1 戸当 り平均)	千円	1,736	1,223	-	-	
農外所得 (販売農家 1 戸当 り平均)	千円	1,220	1,610	-	-	
農業依存度	%	58.7	43.1	-	-	
乳用牛飼養頭数	頭	38,400	1,467,000	6	2.6	平成 23 年畜産統 計 (注 4)
肉用牛飼養頭数	頭	39,000	2,763,000	19	1.4	
豚飼養頭数	頭	655,000	9,768,000	3	6.7	
採卵鶏飼養羽数	千羽	9,908	137,352	2	7.2	

(出所) 千葉県農林水産業の動向 (平成 24 年度版) (平成 24 年 6 月、千葉県)

(注 1) 総農家 1 戸あたりの耕地面積 = 耕地面積 ÷ 総農家数

(注 2) ばれいしょは野菜に計上

(注 3) 全国は都道府県合計

(注 4) 採卵鶏飼養羽数は成鶏雌羽数

上記において、特に農業経営に関し、千葉県の農家所得全体としては、全国平均を上回っているが、その内訳を見ると以下の通りとなる。

平成 22 年の農家所得 296 万円 (これは前年比 20 万円増である) は全国に比べ 7.3 万円高い。このうち農業所得が 174 万円 (前年比で 21 万円増)、農外所得が 122 万円 (前年比 1 万円減) となっている。

これについて過去の推移を示したものが、以下のものである。

図表 1 - 4 - 4 1 戸あたりの農家所得の推移

(単位：万円)

	昭和 50 年	60 年	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	21 年	22 年	22 年 (全国)
農家所得	350.8	580.7	723.2	777.5	699.1	406.3	275.2	295.6	288.3
うち農業所得	145.7	144.5	181.5	217.0	162.9	165.1	152.7	173.6	122.3
うち農外所得	205.1	436.2	541.7	560.5	536.2	241.2	122.5	122.0	161.0
農業依存度	41.5%	24.8%	25.0%	27.9%	23.3%	40.6%	55.4%	58.7%	43.1%

(出所) 千葉県農林水産業の動向(平成 24 年度版)(平成 24 年 6 月、千葉県)

(注 1) 平成元年から農作業受託収支を農外収支から農業収支に変更、平成 3 年から農業経営費の計上範囲の見直し、平成 4 年から総農家から販売農家の数値、平成 16 年から世帯員すべてから、世帯主夫婦及び 60 日以上農業に携わった者の農外収支の変更が行われている。

(注 2) 農業依存度 = 農業所得 / 農家所得

これによれば、変動所得的要素の農外所得が長期的に落ち込む一方で、生産性の高い農業所得の漸増により、全国平均を上回っていることが見られる。このため、農業依存度が増加しているが、このことは必ずしも専門化の傾向と言えるのではなく、むしろ農業従事者の高齢化により、農外所得が減少した結果と見ることもできる。

次に、生産性の面であるが、「千葉県農林水産業の動向(平成 24 年度版)」によれば、平成 22 年の労働生産性(農業労働 10 時間あたり)は 8,000 円(前年比 400 円増)と、全国平均に比べ 670 円高く、土地生産性(経営耕地 10a 当たり)は 102 千円(前年比 1 千円増)となり、全国平均に比べ 49 千円高く、約 2 倍という高い生産性を有しているとされる。

## ウ 耕作放棄地

以下においては、千葉県内の耕作放棄地面積の推移を示す。

図表 1 - 4 - 5 耕作放棄地

(単位：ha)

区分	耕地放棄地面積						経営耕地面積 (H22)	耕地放棄地面積率 (H22)	
	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年			
千葉県	農家	-	3,189	3,474	4,808	-	-	-	-
	畑	-	3,104	3,414	4,619	-	-	-	-
	樹園地	-	78	73	128	-	-	-	-
	計	2,173	6,370	6,962	9,556	9,592	9,195	90,321	9.2%
	非農家等	1,005	1,616	2,202	5,305	7,466	8,769	-	-
	合計	3,178	7,986	9,164	14,861	17,058	17,963	90,321	16.6%
全国	農家	92,671	150,655	161,771	210,019	223,372	214,140	3,631,585	5.6%
	非農家等	38,067	66,130	82,543	132,770	162,419	181,841	-	-
	合計	130,738	216,785	244,314	342,789	385,791	395,981	3,631,585	9.8%

(出所) 千葉県農林水産業の動向 (平成 24 年度版) (平成 24 年 6 月、千葉県)

(注 1) 「耕作放棄地」とは、以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け (栽培) せず、この数年の間に再び作付け (栽培) をする意思のない土地をいう。

(注 2) 「耕作放棄地面積率」= 耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

「千葉県農林水産業の動向 (平成 24 年度版) (平成 24 年 6 月、千葉県)」によれば、以下の記載がある。

- ・平成 22 年の「農林業センサス」における耕作放棄地面積は 17,963ha で、平成 17 年に比べ 5.3%増加しており、昭和 60 年から増加傾向にある。
- ・農家戸数は減少しているなかで、農家のみの耕作放棄地面積は 9,195ha で、平成 17 年に比べ 4.1%減少している。また、非農家の耕作放棄地面積は 8,769ha で、平成 17 年に比べ 17.5%増加している。
- ・耕作放棄地面積率は、農家のみでは 9.2%である。
- ・「平成 22 年度 耕作放棄地全体調査」によると、平成 22 年度の耕作放棄地面積は 10,492ha で、このうち、草刈りや基盤整備等により耕作可能と判断される農地は 9,000ha、また、解消された耕作放棄地は 227ha となっている。

なお、「平成 22 年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査の結果」(平成 24 年 1 月 13 日、農林水産省)によれば、千葉県における「荒廃した耕作放棄地等」(農林業センサスにおける耕作放棄地のうち現状でも耕作可能な農地(不作付の耕地)を除いたもの、及び農地から森林・原野化した土地(農林業センサスの対象外))は 10,416ha あり、これは全国第 6 位である。

## (2) 森林・林業

### ア 森林資源

千葉県は、県土面積の 31.1%が森林であり、そのうち民有林が 95.2%を占め、さらにその大部分は私有林となっている。林種別では、人工林が 38.6%である。1 ha 当たりの平均蓄積は、人工林 329 m<sup>3</sup>、天然林 93 m<sup>3</sup>となっている。以下にその現況を示す。

地域森林計画対象森林の人工林面積は 55,913ha で、年齢(林齢を 5 年毎に区切ったもの)構成で 9 年齢を越えるものが 7 割を占め、保育を必要とするものとあわせて緊急に間伐を要する森林や長伐期施策のために管理を要する森林が多く、間伐が急務とされている。

図表 1 - 4 - 6 森林資源の現況(平成 23 年 3 月 31 日現在)

区分	面積 (ha)				蓄積 (千 m <sup>3</sup> )		
	総数	人工林	天然林	その他	総数	人工林	天然林
総数	160,591	62,013	75,433	23,144	27,368	20,381	6,987
国有林	7,755	5,158	2,264	332	1,351	1,158	193
民有林	総数	152,836	56,856	73,169	22,811	19,223	6,794
	公有林	10,499	5,765	3,606	1,129	2,027	351
	私有林	142,336	51,092	69,563	21,682	23,990	6,442

(出所) 千葉県農林水産業の動向(平成 24 年度版)(平成 24 年 6 月、千葉県)

(注) 蓄積とは森林を構成する樹木の幹の体積を言う。

### イ 林業構造

2010 年農林業センサスによれば、保有山林規模別林家数(全体で 14,781 戸)の観点から見ると 5ha 未満の山林を保有している零細林家が 88%を占めており、また林業経営体数<sup>7</sup>(全体で 717 経営体)の観点から見ても、10ha 未満の山林を保有している林業経営体が 81%と、いずれの観点からも千葉県の林業構造は小規模のものが多く、かつ経営体数自体も減少傾向にある。

一方、地域林業の中核的担い手である森林組合は千葉県森林組合、千葉市森林組合の 2 組合があるが、払込済資本は組合員数の減により減少している。

<sup>7</sup> 林業経営体とは、保有山林の面積が 3ha 以上の規模の林業を行う者(施業計画策定者又は 5 年間継続して林業を行い、育林又は伐採を行った者)及び委託を受けて林業を行う者又は立木を購入して 1 年間に 200 m<sup>3</sup>以上の素材生産をした者を言う。

### ウ 森林の公益的機能と県土の保全

森林には収益的側面と公益的側面があり、「千葉北部地域森林計画」（計画期間平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）及び「千葉南部地域森林計画」（計画期間平成 22 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）の変更計画を策定し、計画を実行している。

特に、保安林<sup>8</sup>については、平成 22 年度には 18,614ha あり、全森林面積の 11.6%となり漸次増加している。この中で、海岸県有保安林は、九十九里海岸をはじめ県内各地にあり、合計面積 1,062ha あるが、近年松くい虫等の被害により疎林化・無立木地化した保安林が増加しており、加えて東日本大震災に伴う津波により被災した海岸県有保安林の再生・整備が課題となっている。

## (3) 水産業

### ア 漁業生産

平成 22 年の海面漁業・養殖業生産量(属人)は、前年比 14.4%減少し、全国第 9 位(前年は第 5 位)となった。一方生産額約 283 億円(前年比 5.5%減)と全国第 16 位である。内訳としては、海面漁業漁獲量が 162,634t(前年比 15.3%減、3 万 t 減)で全国第 7 位(前年 4 位)、海面養殖業収穫量が 15,497t(前年比 4.4%減、700t 減)で全国 20 位(前年も同じ)であった。海面漁業漁獲量は過去 10 年間でも 2 番目に低い量であり、いわし類やさば類、さんまなどの漁獲量が影響している。

図表 1 - 4 - 7 漁業生産量（平成 22 年）

順位	平成 22 年漁業・養殖業生産量（海面）	
	都道府県名	生産量（1,000t）
1 位	北海道	1,404
2 位	宮城県	348
3 位	長崎県	274
4 位	青森県	219
5 位	三重県	212
6 位	静岡県	207
7 位	岩手県	188
8 位	茨城県	184
9 位	千葉県	178
10 位	愛媛県	143

（出所）千葉県農林水産業の動向（平成 24 年度版）（平成 24 年 6 月、千葉県）

<sup>8</sup> 保安林とは、水源のかん養、土地の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林で、17 巢類に分類され、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。



平成 22 年に漁業者が水揚げした魚介藻類のうち、主要なものは以下の通りである。

- ・全国第 1 位・・・かたくちいわし (76,417t、全国の 21.8%)  
すずき類 (2,324t、全国の 25.9%)  
このしろ (1,615t、全国の 24.5%)  
いせえび (213t、全国の 17.9%)
- ・全国第 2 位・・・まいわし (10,093t、全国の 14.4%)

一方、内水面漁業については、平成 10 年頃までの生産量は 3,000t あったものが、平成 21 年以降は 200t を下回り、低調となっている。

#### イ 水産加工業

平成 22 年の水産加工品総生産量は 271,335t で、前年に比べ約 5,000t(1.8%減)減少したが、例年とほぼ横ばいである。平成 22 年の冷凍水産物を除く食用加工品の合計は 147,583t で、主な加工品は塩蔵品が 62,550t、塩干品が 40,785t となっている。

#### ウ 漁業経営

千葉県は外洋性及び内湾性の海域を有することから従来は漁業が盛んであったが、沖合漁業の大型漁船漁業の経営不振等により、経営体数は減少し、漁業就業者数も平成 20 年は 5,916 人と昭和 60 年代の半分以下となっている。

## 2 農林水産業に対する施策

### (1) 長期の方向性

平成 22 年 3 月に策定した県民の「くらし満足度日本一」を基本理念とする千葉県総合計画「輝け!ちば元気プラン」では、「農業産出額全国第 2 位」及び「海面漁業漁獲量全国第 6 位」を確保し、「地域を支える力強い農林水産業」の実現を 10 年後の目指す姿としている。

また、「輝け!ちば元気プラン」を踏まえ、平成 22 年度から平成 25 年度を計画期間とした「園芸」「農産」「畜産」「森林・林業」「水産」の各分野における 5 つの振興計画と、「担い手育成」、「販売促進」の各分野にまたがる 2 つの計画からなる「千葉県農林水産業部門別計画」を平成 23 年 3 月に策定し、「地域を支える力強い農林水産業」の具体化・実現化をめざしたが、その矢先東日本大震災、及びこれに続く福島原子力発電所事故が発生し、その対応や計画の見直しに追われている。

以下に千葉県農林水産業の振興に係る主要な計画・構想を示す。

図表 1 - 4 - 8 主な計画・構想

計画名	策定年月	目標年度	担当課
千葉県農林水産部門別計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	農林水産政策課
園芸振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	生産販売振興課ほか
農産振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	生産販売振興課ほか
畜産振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	畜産課ほか
森林・林業振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	森林課
水産振興計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	水産局水産課ほか
担い手育成計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	担い手支援課ほか
販売促進計画	平成 23 年 3 月	平成 25 年度	生産販売振興課ほか
農業経営基盤強化の促進に関する基本方針	平成 22 年 3 月	平成 27 年度	農林水産政策課
千葉県果樹農業振興計画	平成 23 年 3 月	平成 27 年度	生産販売振興課
第 8 次千葉県卸売市場整備計画	平成 18 年 3 月	平成 22 年度	生産販売振興課
協同農業普及事業の実施に関する方針	平成 23 年 3 月	平成 27 年度	担い手支援課
千葉県青年等就農促進方針	平成 23 年 4 月	-	担い手支援課
千葉県農林水産業試験研究推進方針	平成 23 年 1 月	-	担い手支援課
山村振興基本方針	平成 18 年 2 月	平成 26 年度	農村環境整備課
千葉県市民農園整備に関する基本方針	平成 3 年 3 月	-	農村環境整備課
大地と海の「グリーン・ブルー・ツーリズム in ちば」推進方針	平成 15 年 2 月	-	農村環境整備課
農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	平成 8 年 8 月	-	農村環境整備課
「ちばエコ農業」推進基本方針	平成 14 年 3 月	-	安全農業推進課

計画名	策定年月	目標年度	担当課
千葉県有機農業推進計画	平成 22 年 2 月	平成 26 年度	安全農業推進課
元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画	平成 20 年 11 月	平成 22 年度	安全農業推進課
農業振興地域整備基本方針	平成 22 年 12 月	平成 32 年	農地課
「ちば」の食と農をささえる水・土・里(みどり)づくり	平成 15 年 5 月	-	耕地課
千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画	平成 18 年 3 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県家畜改良増殖計画	平成 18 年 4 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	平成 21 年 3 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県食肉流通合理化計画	平成 21 年 3 月	平成 27 年度	畜産課
千葉県北部地域森林計画	平成 19 年 12 月	平成 29 年度	森林課
千葉県南部地域森林計画	平成 21 年 12 月	平成 31 年度	森林課
千葉県森林吸収源確保推進計画	平成 20 年 1 月	平成 24 年度	森林課
第 2 次千葉県里山基本計画	平成 22 年 3 月	平成 24 年度	森林課
千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針	平成 23 年 3 月	-	森林課
千葉県における沿岸漁業者経営改善促進グループ等に関する基本方針	平成 20 年 4 月	-	水産局水産課
水産動物の種苗の放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	平成 23 年 3 月	平成 26 年度	水産局漁業資源課

(出所)「千葉県農林水産関係施策概要(平成 23 年度)」より記載

## (2) 平成 23 年度当初予算

以下に示す分野毎の計画・目標を実現するための予算としている。

### ア 園芸振興計画

園芸産出額(野菜・果樹・花卉)全国第 1 位の奪還及びいも類産出額全国第 3 位の堅持を目指し、生産性向上と経営安定に向けた園芸生産基盤の強化等に重点を置いた。

### イ 農産振興計画

県育成品種「ふさおとめ」、「ふさこがね」の作付割合の向上、新規需要米の作付面積の拡大、落花生の作付面積の現状維持を目指し、早場米産地の競争力強化と低コスト化の推進等に重点を置いた。

### ウ 畜産振興計画

畜産産出額の拡大を目指し、生産性向上・経営安定のための生産基盤の強化等に重点を置いた。

### エ 森林・林業振興計画

計画的かつ効率的な森林整備及び木材利用量の10%上昇を目指し、森林・林業再生による森林機能の維持増進等に重点を置いた。

### オ 水産振興計画

海面漁業漁獲量20万トン(全国順位第6位)の達成を目指し、豊かな海づくり、たくましい漁業づくり、水産物流通・加工対策の推進、河川・湖沼での特色ある水産業の展開、漁村の活性化に重点を置いた。

### カ 担い手育成計画

農業の新たな担い手の確保、企業的な農業経営体の育成、地域農業を支える組織の育成、林業の新たな担い手の確保、水産業の新たな担い手の確保を目指し、農林水産業の新たな担い手の確保・育成等に重点を置いた。

### キ 販売促進計画

千葉県産農林水産物の購入意欲の向上及び千葉県産農林水産物の輸出促進を目指し、「食の宝庫ちば」のファンづくりの推進、流通体制の強化・販路拡大、売れるものづくりへの多様な支援、新たな販路開拓を目指す輸出の促進に重点を置いた。

その結果、以下に示すように前年比4.9%減の総額44,454百万円の当初予算となった。

図表1-4-9 平成23年度当初予算

(単位：千円、%)

区 分		23年度当初	22年度当初	増減額 - =	伸び率 /
一般会計		43,503,856	45,715,014	2,211,158	4.8
特別会計	就農支援資金	298,137	360,111	61,974	17.2
	営林事業	408,096	413,512	5,416	1.3
	林業・木材産業改善資金	41,167	41,703	536	1.3
	沿岸漁業改善資金	203,385	203,385	0	0.0
	計(4会計)	950,785	1,018,711	67,926	6.7
合 計		44,454,641	46,733,725	2,279,084	4.9

(出所)「千葉県農林水産関係施策概要(平成23年度)」より記載

## 第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見

今回の監査の各論に関する結果・意見として指摘する事項は後述するとおりである。これらの指摘の中で、共通する事項を取りまとめるとともに、全庁ベースでの取り組みが望まれる事項について、ここで意見として述べることにした。

### 1 滞留債権（未収債権）の管理・回収体制について

#### (1) 滞留（未収）等の状態にある貸付金等の状況

今回監査対象とした貸付金及び県が損失補償もしくは損失補てん対象としている貸付金に関して、貸付先からの回収が滞っている等正常ではない債権を一覧にすると以下のとおりである。

なお、ここでいう滞留債権には、収入未済債権の他、支払期日の延長等、条件変更を行っている債権（以下、「リスケ債権等」という。）を含めている。

図表 1 5 1 正常ではない債権の一覧

(単位：百万円)

所轄	対象先	事業等の名称	滞留金額
商工労働部	(一般財団)千葉県観光公社	千葉県観光公社貸付金	300
農林水産部	(公益財団)千葉県水産振興公社	千葉県農業開発公社清算費用貸付金	122
農林水産部	事業者	農業改良資金貸付金	61
農林水産部	事業者	林業・木材産業改善資金貸付金	44
農林水産部	事業者	就農支援資金貸付金	8
商工労働部	事業者	小規模企業者等設備導入資金貸付金 (高度化資金)	1,575
		小規模企業者等設備導入資金貸付金 (近代化資金)	29
商工労働部	事業者	小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てん	(注) 519

(注) 公益財団法人千葉県産業振興センターが事業者に貸付を行い、県が損失補てんするもので、上記金額には手形回収先の期日未到来残高 184 百万円を含めている。

上記のうち、千葉県観光公社貸付金はもともと昭和 62 年 3 月に貸付けたものであるが、事業が不振で回収がまったく行われなかった。その後同公社は一般財団法人に移行しており、平成 24 年度から今後 15 年間で返済する予定となっている。

千葉県農業開発公社清算費用貸付金は債務超過から清算に至った同開発公社に対する貸

付金を千葉県水産振興公社が引継いだものであり、一応年間 2 百万円の返済予定となっているが、これでは返済完了まで約 60 年掛ることになる。

上記の両貸付とも無利子貸付けである。

小規模企業者等設備導入資金貸付金（高度化資金）の滞留金額は 1,575 百万円と多額であるが、このうち 1,560 百万円は計画通りの返済が出来なくなったため、返済期日の延長等、条件の変更を行なっているものである。また、変更後の支払は最終期日に多額な返済額となるテールヘビーとなっており、当面の支払に対する措置に止まっている。現状は概ね担保でカバーされているようであるが、担保価値に占める建物の割合が高いため回収が長期化した場合は担保価値の下落が心配であり、今後の回収には留意する必要がある。なお、損失が発生した場合の負担割合は国が 50%～78.57%、県が 50%～21.43%（債権ごとに負担割合が異なる）となっている。

小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てんの対象となる貸付金の滞留金額 519 百万円は貸付等を受けた事業者からの回収が困難となる可能性のあるものである。比較的多額となっているが、貸付等を行なっている産業振興センターから県に対する損失補てんの請求が遅いこともあり金額が膨らんでいる。県が損失補てんする額は未回収額の概ね 50% 弱程度である。

また、今回監査対象としていない部局の貸付金のうち、収入未済の債権は県の資料によると健康福祉部を中心に約 381 百万円となっている。

## （２）滞留貸付金の管理及び回収体制について（意見）

上記（１）に記載した滞留債権等正常ではない債権については、現状では主に各所轄部署で管理しているが、今後全庁ベースでの取り組みが望まれる。

回収が滞った債権は、本人や保証人に対して督促しさらに財産状況の調査等を適時に実施することが求められ、状況によっては法的な手続きも必要となる。これら一連の回収手続きは経験が必要な上、法律的な知識も必要となる。上記の滞留貸付金の中には、所轄の担当者が滞留債権を回収する際の知識や経験が不足しているため適時に有効な手続きを実施することなく、時間が経過している事例がみられる。

千葉県においては平成 20 年 1 月に千葉県債権管理連絡会議（会長：総務部次長、以下、連絡会議という）を設置し、平成 24 年 1 月 27 日に「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」を示している。内容は現状の課題、今後の取組方針、目標の設定、スケジュールからなっており、平成 23 年度から平成 25 年度を中心とした、全庁的な債権回収の強化策を打ち出したものである。

千葉県の取り組み状況も踏まえて、以下の点を指摘したい。

### 専門組織の設置

滞留債権の回収には、経験や法律的な知識が求められることから専門部署を設けて全庁ベースで取り組む体制が望まれる。この点、上記連絡会議の強化方針においても研究課題として挙げられている。

### 滞留債権の範囲

上記連絡会議の資料によると強化策の対象としている債権の範囲は、収入未済となっている債権である。しかし、正常債権から外れた以下の債権も対象に含めることが必要と考える。

- ・ リスケ債権等...千葉県観光公社への貸付金 300 百万円や小規模企業者等設備導入資金貸付金（高度化資金）の滞留金額のうち 1,560 百万円は支払期日の延長等の条件変更を行った債権であるが、これらの債権は収入未済債権ではなく、通常の貸付金に含まれているものの回収可能性が低下している債権であり、その様な債権の情報についても早めに収集し対応していくことが必要である。
- ・ 損失補てん対象の貸付金...小規模企業者に対する設備貸与事業等に係る損失補てんの対象となる貸付金が滞留した場合、県は将来的に損失負担する可能性がある。従って、対象となる貸付金が滞留した場合にはその債権についても同様に情報を収集していく必要がある。

### 一覧資料の作成

すべての滞留債権について、個別に金額や回収状況が分かる一覧性のある資料を作成し、状況が分かりやすい体制にすることが望まれる。

### その他

滞留貸付金の中には回収見込みの無いものや費用対効果の面から債権の回収を断念した方がよいものが見受けられる。これらについてはいたずらに放置することなく、議会の承認を得て適時に不納欠損処理を行なうことが望まれる。

## 2 基金の有効性

### (1) 基金の有効性に関する各論での指摘内容

今回監査の対象とした基金の中で、農林水産部の以下の2基金については目的に照らして有効性の面から改善や検討が求められる。

森林整備担い手基金は造成してから約20年になるが、運用益を目的とする事業に充当するものである。しかし、運用益だけではそもそも使用できる金額は僅かであり、特に最近の低金利時代の中、基金運用は大口定期預金であるため年間の運用益は数十万円程度である。20年間、800百万円の規模の基金がこの様な僅かな運用益を使用するだけに止まっているのは、有効活用されているとは言えない。

また、中山間地域農村活性化基金は平成5年から平成9年までにかけて660百万円で造成され、約15年経過しているが運用益を含めた基金活用金額は最近では年間12百万円から15百万円程度であり低調である。市町村との連携が求められるところそれが不十分であることが主な原因であるが、さらに今後基金を有効に活用するためには、現在基金の利用方針

に掲げられている「運用益を加えて、その合計額が前年度末基金元本の3%を超えない範囲」の定めを変更して基金の取崩しを緩和することも必要と考えられる。ただし、これは国の運用方針でもあるため、変更に向けて県は国に働きかけていく必要がある。

両基金に関し基金設置の目的に照らして、どのような事業が効果的か、それをいつまでにどのように実施していくか、各年度に必要な資金はいくらか等について総合的に検討し、それを中長期の計画として取りまとめて、その財源として基金から必要額を取り崩して使用する等によって基金の有効活用を図っていくことが望まれる。

図表 1 5 2 農林水産部の2基金

(単位：百万円)

基金名	設置時期	設置目的	基金残高	活用
森林整備担 い手基金	平成5年度～ 平成8年度に かけて800百 万円造成	森林の保全と機能維 持及び山村地域振興 を図るため、森林整備 の担い手の確保、育成 を図ることを目的	800	運用益を活用
中山間地域 農村活性化 基金	平成5年度～ 平成9年度に 掛けて660百 万円造成	中山間地域農村の活 性化を図るため、地域 住民活動を推進する 人材の育成、土地改良 施設や農地の利活用 及び保全整備等の促 進に対する支援を目的	618	当該年度の運 用益を加え て、その合計 額が前年度末 基金元本の3% を超えない範 囲

## (2) 基金の有効性について(意見)

上記のとおり基金の規模に比して活用する金額があまりにも小さい場合は、基金の有効性や必要性という観点で検討すべきと考えられる。さらに千葉県が置かれている厳しい財政状況を踏まえ、他の財源に使用することがより有意義と判断される場合には、基金を廃止し一般財源に活用することも含めて検討することが望まれる。



### 3 資金の効率的活用

#### (1) 資金の効率的活用に関する各論での指摘内容

今回監査の対象とした、貸付金、基金及び預託金において、資金の効率性の観点から各論で取り上げた指摘事項は以下のとおりとなる。

図表 1 5 3 資金の効率性の観点から各論で取り上げた指摘事項

所轄	基金名等	資金活用の問題点
(基金)		
商工労働部	ちば中小企業元気づくり基金事業貸付金	同基金は国 64 億円、県 10 億円を財源に総額 74 億円を産業振興センターに貸付けし基金を設置し、その運用益を事業に充てるものであり、年間の運用益は約 1 億円ある。運用益の未使用金額は普通預金と決済用預金（利息が付かない）に預けている。 概算払いや計画変更等、支払準備資金の確保は必要と思われるが、助成金の多くは 3 月から 4 月に支出され、年度末までの資金繰りに関しての予測は比較的容易であることから、安全性を保持しつつより有利な運用を検討すべきである。
商工労働部	ちば農商工連携事業支援基金事業貸付金	同基金は国 20 億円、県 5 億円を財源に総額 25 億円を産業振興センターに貸付けし基金を設置し、その運用益を事業に充てるものであり、年間の運用益は約 35 百万円である。運用益の未使用金額は普通預金と決済用預金（利息が付かない）に預けている。 概算払いや計画変更等、支払準備資金の確保は必要と思われるが、助成金の多くは 3 月から 4 月に支出され、年度末までの資金繰りに関しての予測は比較的容易であることから、安全性を保持しつつより有利な運用を検討すべきである。
農林水産部	森林整備担い手基金	同基金は運用益を活用する 8 億円の基金であるが、運用は 3 ヶ月の大口定期預金である。安全性を考慮しつつ、より長期で利回りの良い資産で運用すべきである。
農林水産部	森林整備加速化・林業再生基金	国の補助金で基金を造成。平成 21 年度から平成 23 年度まで約 11 億円の補助金を受領し、基金を取り崩して財源に充当。基金の運用は定期預金と普通預金で行なっているが、資金需要から見て年間 2～3 億円についてはもう少し有利な運用をすべきであった。
(貸付金)		
商工労働部	地域中小企業再生ファンド貸付金	平成 18 年 3 月にファンドへの出資を目的に県から産業振興センターに 1 億円を貸付けたが、出資に使用された金額は 54 百万円で残り約 50%は使用されず、同センターで利息を生まない決済性普通預金に 6 年間も置かれたままであった。キャピタルコールに備えるため流動性の高い資産で保有することは理解できるが、工夫の余地があったと考える。

所轄	基金名等	資金活用の問題点
商工労働部	コンベンション開催準備資金貸付金	事業資金として県から(財)ちば国際コンベンションビューローに対して40百万円貸付けているが、事業の目的である貸付けが低調なため、20百万円程度の未利用資金が利息を生まない決済用預金で運用されている。少しでも利息が得られる運用を検討すべきである。
(預託金)		
商工労働部	中小企業振興資金預託金	中小企業振興資金預託金は中小企業振興融資資金貸付金制度において中小企業への低利融資を図るため、県が貸付原資の一部を金融機関に無利子で預託するものである。金融機関に対し融資残高の3分の1(一部2分の1、4分の1のものもある)を預託する制度である。平成23年度は11月までに160,000百万円を預託し、さらに12月16日に30,000百万円を追加し予算額全額の1,900億円を預託している。結果からではあるが12月の追加預託額は不要であった。預託金は、無利子である決済用預金として預けられるため、当該利息相当額は県の機会損失、金融機関の機会利得となっていたことになる。資金の効率的な運用の観点から、当初予算に縛られずに、融資の実行のために本当に必要な資金を計算し、適時に金融機関へ預託する努力が求められる。

## (2) 資金の効率的活用について(意見)

上記において基金、貸付金及び預託金において資金の効率的な運用の観点から工夫や改善等が必要と思われた事例を取りまとめた。

資金を安全にかつ効率的に運用することは非常に重要であり、そのためには基金や貸付金等の資金需要等を把握した上で、どのような商品にいくら運用するかを戦略的に決めることが必要となる。しかし、各部局の担当者のみでは運用する商品や運用の仕方に関して専門的な知識を有している人材が少ないことから、資金の効率的な運用は十分には成し得ないと思われる。

従って、専門部署を設けて専門的な知識を有する人材を配置し、全庁ベースで資金の効率的な運用に取り組む体制が望まれる。